

第六十四回国会 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第六号

昭和四十五年十二月十四日(月曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 大西 正男君

理事 鍛冶 良作君

理事 堀 昌雄君

理事 門司 亮君

赤澤 正道君

小島 徹三君

松澤 雄藏君

西宮 弘君

伏木 和雄君

林 百郎君

出席國務大臣

自治 大臣 秋田 大助君

出府政府委員

自治政務次官 大石 八治君

自治省行政局選 中村 啓一君

拳部長

委員の異動

十二月十四日

辞任

松野 頼三君

同日

辞任

稲村佐近四郎君

同日

補欠選任

松野 頼三君

同日

補欠選任

稲村佐近四郎君

十二月十一日

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等

の臨時特例に関する法律案(内閣提出第二十七号)

は本委員会に付託された。

十二月十一日  
栃木県参議院地方区の定数減反対に関する陳情書(栃木県議会議長補沼利男)(第二五六号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第二十七号)

○吉田委員長 これより会議を開きます。  
去る十一月、本委員会に付託になりました内閣提出の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案  
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)  
第一条 昭和四十六年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なり場合を除き、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以上「指定都市」という。)及び特別区の選挙にあつては昭和四十六年四月十一日、指定都市以外の市及び町村の選挙にあつては同月二十五日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長に於いて、任期満了による選挙以外の選挙を行なり

べき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なりべき期間が昭和四十六年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号の区分に応じ当該各号に掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なり場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長に於いて、選挙を行なりべき事由が生じた場合において、選挙を行なりべき期間が昭和四十六年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号の区分に応じ当該各号に掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なり場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

五 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙  
昭和四十六年四月十五日

六 町村の議会の議員及び長の選挙  
昭和四十六年四月十八日

(同時選挙)  
第三条 第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村の議会の議員の選挙及び市町村長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百九十九条第一項の規定により同時に行なう。

2 第一条の規定により行なわれる指定都市又は特別区の選挙及び当該指定都市又は特別区の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第百九十九条第二項の規定により同時に行なう。  
(重複立候補の禁止)  
第四条 第一条の規定により昭和四十六年四月十一日に行なわれる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙が行なわれる区域の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十五日に行なわれる選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八号第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)及び第八十六条第九項の規定の適用については、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。  
(後援団体に關する寄附等の禁止期間)  
第五条 第一条第一項の規定により行なわれる選挙について、公職選挙法第百九十九条の五の規定を適用する場合には、同条の「一定期間」とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たるところから当該選挙の期日までの間とする。

一 都道府県知事の選挙  
昭和四十六年三月十七日

二 指定都市の長の選挙  
昭和四十六年三月二十二日

三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙  
昭和四十六年三月三十日

(政令への委任)

第六条 第一条の規定により行なわれる選挙の手續その他その執行に關し、特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることが出来る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定により行なわれる選挙により選挙すべき地方公共団体の議員の定数につき地方自治法第九十条第一項又は第九十一条第一項の規定を適用する場合には、同法第二百五十四条の規定にかかわらず、都道府県、指定都市及び特別区にあつては、昭和四十五年十二月一日現在において官報で公示されている最近の国勢調査の結果による人口によるものとし、指定都市以外の市及び町村にあつては、昭和四十六年二月一日現在において昭和四十五年国勢調査の結果による人口が官報で公示されていない場合には、当該市町村の条例の定めるところにより、同日現在において官報で公示されている最近の国勢調査の結果による人口によるものとする。この場合において、当該地方公共団体の区域の全部又は一部の地域の人口に關して最近に行なわれた他の指定統計調査の結果による人口が公表されているときは、これを用いるものとする。

3 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の議会の議員が第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため昭和四十六年三月三十日に退職した場合(公職選挙法第九十条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合を含む。)においては、当該市町村の議会の議員としての在職期間の取扱については、その者は、政令で定めるところにより、当該退職に係る議員の任期満了の日(その日が当該都道府県の議会の議員の選挙の期日以後である場合に於ては、当該選挙の期日の前日)まで引き続

き当該議員として在職した者とみなす。

理由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が昭和四十六年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の期日を統一する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○古田委員長 政府から提案理由の説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

○秋田国務大臣 ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に關する法律案について、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のように、都道府県及び市区町村を通じて、全国大多数の地方公共団体に於きましては、議会の議員又は長の任期が明年三月、四月または五月中に満了することとなるのでありまして、現行法によりますと、その任期満了前三十日以内にこれらの地方選挙が集中して行なわれることになるのであります。

政府といたしましては、前例にもかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と執行経費の節減を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高める意味において、これらの選挙の期日を統一して行なうことが適当であると考へ、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について、御説明申し上げます。

第一に、期日を統一する選挙の範囲につきましては、(一)明年三月から五月までの間に任期が満了することが予定されている地方公共団体の議会の議員又は長について、その任期満了による選挙を三月以降に行なう場合、(二)これらの議会の議員又は長は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行なうべき事由が発生し、三月から五月の間に選挙を行なうこととなる場合並びに(三)明年三月から五月までの期間に任期が満了することが予定

されていない地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行なうべき事由が発生し、三月から五月の間にその選挙を行なうこととなる場合について、これらの選挙の期日を統一することといたしております。

第二に、選挙の期日につきましては、四月中に任期が満了するものが最も集中していること、年度末の地方議会の会期、選挙運動期間等の諸事情を考慮して、都道府県並びに指定都市及び特別区との選挙についてはこれをまとめまして四月十一日とし、指定都市以外の市及び町村の選挙についてはこれをまとめまして四月二十五日とし、いずれの期日も、選挙人の便宜、投票所施設の確保の必要性等を配慮して日曜日といたしております。

第三に、この法律の規定により統一した期日に行なわれる各選挙は、同時選挙の手続によつて行なうものとして選挙管理事務の簡素化をはかるとともに、都道府県の選挙の候補者となつた者は関係地域において行なわれる市町村の選挙の候補者となることのできないこととして重複立候補による弊害を除くことといたしました。また、任期満了による選挙については、後援団体に關する寄付等の禁止期間を各選挙の期日前九十日から選挙の期日までの期間とすることといたしました。

そのほか、この法律の規定による選挙を行なう場合における議員の定数の基礎となる人口については、選挙の期日前相当早い時期に確定させることができるよう、都道府県、指定都市及び特別区の議会の議員の場合にあつては、昭和四十五年十二月一日現在において官報で公示されている国勢調査人口によることとし、指定都市以外の市及び町村の議会の議員の場合にあつては、昭和四十六年二月一日現在において官報で公示されている国勢調査人口によることとすることが出来ることとする。選挙期日の告示日前までに昭和四十五年国勢調査人口の公表が間に合ふ場合にはこの人口を用いることもできる道を残すことといたしました。なお、この場合、最近指定統計調査を行なつた地域についてはその人口を用いることといたしました。また、

都道府県の議会の議員の選挙に立候補するため昭和四十六年三月三十日に退職する市町村の議会の議員の在職期間について特例を設け、年金の計算その他の処遇に不利がないようにいたしました。

以上が地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に關する法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○古田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

堀昌雄君。

○堀委員 私は、社会党、公明党、民社党、共産党を代表して、ただいま趣旨説明の行なわれまして地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に關する法律案の中に適正でない点があるので、直ちに修正されることを望みます。

○古田委員長 この際、暫時休憩いたします。午後二時七分休憩

午後三時四分開議

○古田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に關する法律案を議題といたします。

別に質疑の申し出もございません。

この際、委員長の手元に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に關する法律案に対し、久野忠治君外四名から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。堀昌雄君。

○堀委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党を代表いたしまして、修正案の趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に關する法律案に対する修正案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二項後段を削る。

地方公共団体の議会の議員の定数の算定の基礎となる人口は国勢調査の結果によるものとし、他の指定統計調査の結果は用いないこととしたのであります。

以上がこの修正案の提案の理由であります。何とぞ御賛同あらんことをお願いいたします。

○古田委員長 別に御発言がなければ、これより地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず久野忠治君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古田委員長 起立総員。よって、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は修正議決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○古田委員長 次回は、来たる十六日水曜日午後一時理事会、午後一時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時七分散会

昭和四十五年十二月二十一日印刷

昭和四十五年十二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局